

葛卷町農業委員会  
第4回総会議事録

1 日 時 平成30年10月22日(月) 午後1時30分から午後2時21分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

議案第7号 平成30年度農地利用最適化活動計画の策定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策                      ⑤ 川 崎 美由起                      ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝                      ⑧ 星 野 順 子                      ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

⑧ 星 野 順 子                      ⑨ 南 坂 スガ子

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長)                      落 合 咲 子 (主幹)

**事務局長** 　　ただ今から葛巻町農業委員会第4回総会を始めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしく願いいたします。

〔あいさつ〕

**会　長** 　　ご苦勞様でございます。天気も良く、サイロ詰めなど収穫の忙しい時期にお集まり  
いただきまして大変ありがとうございます。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、2年6カ月経ちました。岩手県では  
9月20日に一関市が最後の移行となり、全国では10月1日に4つの委員会が移行し、すべ  
ての委員会が新体制へ移行しております。農地利用最適化推進委員を設置した農業委員会  
は全部で1,703組織、約80%がこれから本格的な農地利用の最適化の推進に向けて、活動が  
始まることになります。

当町も8月20日に新体制へと移行したわけではありますが、まだ始まったばかりで、本  
格的な活動には入っておりませんが、これから農作業が落ち着きましたら、推進委員の皆さ  
ん、農業委員の皆さんとそれぞれ協議しながら、農地利用の最適化に向けて進めて参りたい  
と思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔開　会〕

**議　長** 　　それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

**議　長** 　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、8番星野委員、9番南坂委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

《日程第 2 》

**議　長** 　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

**議　長** 　　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

**議　長** 　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長  
事務局長

事務局長。  
はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
10月12日(金)	くずまきワイン「辰巳琢郎さんを囲む会」 (町内 森のこだま館)	会長／事務局長
15日(月)	現地確認 (町内)	南坂・川崎委員／ 事務局長、主幹
19日(金)	第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 (盛岡市 盛岡市勤労福祉会館)	南坂・藤森委員／ 端坂・遠藤・高家・ 市村・千葉・外山・ 辰柳推進委員

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長  
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は、1ページからご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件で、いずれも農業者年金の受給に伴う親子間の使用貸借でございます。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●●、第●地割字●●●及び第●地割字●●の田7筆、畑14筆の計31筆284,570㎡で、●●●地区の●●●さんから後継者の●さんへ貸し付けるものでございます。申請地の位置図は、14ページと15ページをご覧ください。農地は自宅周辺に29筆、●●地区に2筆あり、いずれも飼料畑として耕作されています。調査書は9ページをご覧ください。権利設定は11月1日で、10年間の使用貸借になります。農地法第3条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

3ページにお戻りください。次に2番の案件は、●●第●地割字●●、第●地割及び第●●地割字●●●、第●地割字●●及び●●●●の田47筆、畑13筆の計60筆46,282㎡で、●●●●地区の●●●●さんから後継者の●●さんへ貸し付けるものでございます。申請地の位置図は、22ページと23ページをご覧ください。農地はすべて自宅周辺にあり、いずれも飼料畑として耕作されています。調査書は16ページをご覧ください。権利設定は11月1日で、10年間の使用貸借になります。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致している

ものと認められます。

なお、案件1番の地区担当の外山推進委員、並びに2番の地区担当の木戸場推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

**【5番川崎委員 挙手】**

議長 川崎委員。

5番 現地確認結果を報告します。

2つの許可申請は、いずれも後継者に経営移譲をするため、親子間で使用貸借をする案件です。2つの案件ともこれまで同様に、家族で農業に従事するものであり、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することに決定いたします。

**《日程第5》**

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 議案書は24ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は一時転用の案件2件で、いずれも●●●●の携帯電話無線基地局設置に伴う工事用地でございます。

1番の農地の所在は●●第●地割字●●の畑1筆1,269㎡の一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては28ページをご覧ください。コンクリート柱の設置予定地は、貸付人の自宅と隣接した町道●●●●●線の道路脇の農地です。次のページに今回の平面図を添付しております。資材置場やクレーンの設置を含む工事仮設用地として88.06㎡を使用するもので、期間は許可日から3カ月を予定しております。25ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたもので

ございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとお  
り、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

24ページにお戻りください。2番の農地の所在は●●第●地割字●●●の畑1筆364㎡の  
一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては34ペ  
ージをご覧ください。コンクリート柱の設置予定地は、●●●橋を渡って町道●●●●●  
線を約50m進んだ道路右手脇にある農地です。次のページに今回の平面図を添付してあり  
ます。資材置場やクレーンの設置を含む工事仮設用地として162.36㎡を使用するもので、期  
間は同じく許可日から3カ月を予定しております。31ページの調査書をご覧ください。こ  
の案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準か  
らみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしている  
と認められるものです。

また、いずれの携帯電話無線基地局の建設計画につきましても、同日付で●●●●株式  
会社から提出されておりますので申し添えます。

なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、  
併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を9番南坂委員にお願いします。

**【9番南坂委員 挙手】**

議 長 南坂委員。

9 番 現地確認結果を報告します。

いずれの案件も携帯電話無線基地局の工事用地で、町道脇の草地に設置しようとするも  
のです。工事にあたっては鉄板を敷設して行われることや、町道のすぐ脇であることから  
農地への影響は少ないと思われます。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めるこ  
とについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求  
めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

## 《日程第 6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は37ページからご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。案件すべてが労力不足若しくは経営を廃止するため貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。

それでは1番の案件、●●第●●地割字●●の田2筆2,210㎡は、同地区の●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次に2番の案件、●●第●●地割字●●及び●●、第●●地割字●●の田と畑、6筆合計5,325㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。3番の案件、●●第●●地割字●●及び第●●地割字●●の畑4筆5,137㎡は、●●●●の●●●●さんの農地で岩手県農業公社に貸し付けるものです。

続きまして4番から41ページの11番までの案件は、すべて基盤法による貸借を行う農地でございます。

それでは4番の案件、●●第●●地割字●●及び●●の畑4筆10,496㎡は、●●●●の●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。5番の案件、●●第●●地割字●●の畑3筆12,811㎡は、●●●●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

次に6番の案件、●●第●●地割字●●の畑9,612㎡は、●●●●の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんとの利用権再設定です。

続きまして7番の案件、●●第●●地割字●●の田1,873㎡は、同地区の●●●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●●●さんとの利用権再設定です。

次のページをご覧ください。8番の案件、●●第●●地割字●●の畑2筆2,877㎡は、同地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

次に9番の案件、●●第●●地割字●●の畑1,814㎡は同地区の●●●●●●●●さんの農地で、先ほど議案第1号でご説明したとおり同地区の●●●●●●●●さんから後継者への経営委譲に伴う利用権移転です。

次に、議案書41ページをご覧ください。10番の案件、●●第●●地割字●●及び第●●地割字●●の田と畑、4筆合計9,048㎡は、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

11番の案件、●●第●●地割字●●及び第●●地割字●●の田と畑、6筆合計12,708㎡は、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

- 議 長 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。
- 議 長 《日程第7》  
次に日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。
- 議 長 【事務局長 挙手】  
事務局長。  
事務局長 議案書は、42ページからご覧ください。  
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。  
1番の案件は、この後の報告第1号でもご報告いたしますが、●●●地区の●●●さんが後継者へ経営委譲するため、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から借り受けている農地30筆合計36,590㎡を合意解約し、改めて配分を行うものでございます。  
46ページをご覧ください。資料No.1の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討を行い、適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●さんに再配分を予定しているものでございます。  
次に44ページをご覧ください。2番の案件は、先ほどの議案第3号の1番から3番の案件でご審議いただいた農地で、岩手県農業公社から受け手に配分するものです。所有者3名分の田と畑、12筆合計12,672㎡を●●地区の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。47ページをご覧ください。配分理由は、地域農業マスタープランに基づいた地域内の話し合いの結果、中心経営体への集積及びその集積に協力するためのものでございます。このため、従来の優先順位による検討ではございませんので、ご留意願います。  
以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認するこ



とに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第 8 》

議 長

次に日程第8「議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は48ページをご覧ください。農地法の適用外証明願が1件提出されております。

この案件は、●●第●●地割字●●の畑445㎡で、所有者は●●地区の●●●さんでございます。非農地になった事由は、昭和60年ころから休耕状態でアカシア等が生い茂り原野化したということでございます。現地の図面は50ページをご覧ください。当該土地は町道●●●●線を含んで●●●●公葬地の反対側にあります。

現地確認については10月15日に南坂委員、川崎委員とともに調査して参りました。

なお、地区担当の今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

**【5番川崎委員 挙手】**

議 長

川崎委員。

5 番

現地確認結果を報告します。

この案件は、30年以上にわたって耕作していなかったことから原野化が著しい上に、ほとんどが法面を含む傾斜地であることから、農地としての活用は不可能であることを確認して参りました。

よって、農地法の適用外証明は妥当なものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
よって議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

### 《日程第9》

議長 次に日程第9「議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、52ページからご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条で「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならない」とされており、同条第2項では「指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と規定されています。

本町におきましても今年8月20日に新体制へ移行したことから、本指針を定め、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、並びに新規参入の促進等へ積極的に取り組むものでございます。

なお、本指針の基本的な考え方、並びに具体的な目標と推進方法の内容等につきましては、先月開催した総会終了後にご説明しておりますことから割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、この案件は農業委員会等に関する法律第7条2項で「指針の策定及び変更する場合は推進委員の意見を聴取する」と規定されていることから、推進委員を含め全員の発言を許します。

それでは、質疑並びに修正案等がございましたらどうぞ。

#### 【「なし」の声】

議長 ないようですので、本議案は推進委員を含めた全員による採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」は、原案のとおり決定することといたします。

### 《日程第10》

議長 次に日程第10「議案第7号 平成30年度農地利用最適化活動計画の策定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、57ページからご覧ください。岩手県農業会議が昨年10月12日に定めた「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」において、各地域ごとに農業委員及び推進委員からなる地域推進班を編制し、連携して農地等の利用の最適化の推進に係る現地活動を行うこととされております。

また、推進班は市町村及び農業委員会事務局の協力を得て、現地活動の目標と活動計画を具体化した農地利用最適化活動計画を作成し、農業委員及び推進委員はこの活動計画に基づき、計画的かつ効果的に現地活動を行うこととされております。

このことから、地域推進班ごとの本年度の活動計画を定め、本町の農地利用の最適化の推進を図ろうとするものでございます。

なお、各地域推進班の活動計画の内容等につきましては、指針と同様に、先月開催した総会終了後にご説明してありますことから割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、この案件は推進委員を含めた地域推進班ごとの活動計画に関わることから、全員の発言を許します。

それでは、質疑並びに修正案等がございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、本議案は推進委員を含めた全員による採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第7号「平成30年度農地利用最適化活動計画の策定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第7号「平成30年度農地利用最適化活動計画の策定について」は、原案のとおり決定することといたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、70ページからご覧ください。1番の事案は、議案第4号でもご説明いたしま

したが、●●●地区の●●●●さんが後継者へ経営委譲するため、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から借り受けている農地30筆合計36,590㎡を合意解約したものでございます。賃貸人及び賃借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

次に2番及び3番の事案は、●●第●地割字●●●●の畑2筆合計34,057㎡で、農地所有者が農地を売却したため、農地所有者と岩手県農業公社との賃貸借契約を解約し、また同公社が転貸していた耕作者との契約を合わせて解約するものでございます。解約届日等は、記載のとおりです。

次のページをご覧ください。4番の事案も賃貸人が同一であることから解約理由も同様ですが、農用地利用集積計画に関わる合意解約通知でございます。●●第●地割字●●●●の畑18,856㎡で、借受人及び解約届出日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

**議長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議長** ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

### 《日程第12》

**議長** 次に日程第12「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

**議長** 事務局長。

**事務局長** 議案書74ページをご覧ください。今月は5件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1番の事案は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●株式会社が平成27年9月15日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、9月18日に報告書が提出されました。

次に、2番の事案は株式会社●●●●●●が今年5月16日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、9月25日に報告書が提出されました。

次に、3番の事案は●●地区の●●●●さんが今年3月15日に永久転用許可を受けた分の完了報告で、10月11日に報告書が提出されました。

次に、4番の事案は町が平成25年3月15日に道路改良工事に使用する盛土材の仮置場として、一時転用許可を受けた分の第4回報告が10月11日に提出されました。

次に、5番の事案は株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●が今年7月12日に一時転用許可を受けた分の第1回報告で、10月11日に報告書が提出されました。

10月15日に南坂委員、川崎委員とともに完了していることを確認して参りました。

なお、事案1番及び5番の地区担当の外山推進委員、2番の地区担当の市村推進委員、3番及び4番の地区担当の千葉推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

**議長** この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を9番南坂委員にお願いします。

**【9番南坂委員 挙手】**

議 長  
9 番

南坂委員。

現地確認の結果を報告いたします。

1番の事案は●●●地区で、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●株式会社の風況観測が完了したことから、その装置が撤去されて元のとおり復元されていることを確認して参りました。

2番の事案は●●●●地区で、町発注の水道管敷設工事に伴う資材置場及び現場事務所を設置するための一時転用で、事業が完了し、元のとおり復元されていることを確認して参りました。

3番の事案は●●地区で、住宅建築のため飼料畑を宅地に転用することを許可相当と決定したものです。現地は、一般住宅が完成しており、周囲の農地に支障のない状態で宅地として適切に管理されていることを確認して参りました。

4番の事案も●●地区で、4回目の工事進捗状況報告です。道路改良整備に必要な盛土材をストックするための一時転用で、現在も使用継続中であることを確認して参りました。

5番の事案は●●●地区で、風力発電設備工事の仮設道路として使用継続中であることを確認して参りました。

よって、いずれの届出内容も妥当であると判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

**《日程第13》**

議 長

次に日程第13「報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長  
事務局長

事務局長。

議案書は、75ページをご覧ください。

農地法第6条第1項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。

届出日は10月11日、有限会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から受理しているもので、事業年度は平成29年5月1日から1年間でございます。農地所有適格法人の要件として4つございますが、法人形態としては特例の有限会社、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

議 長 【「なし」の声】  
ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

議 長 《日程第14》  
次に日程第14「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】  
事務局からあれば、お願いします。

議 長 【「特にありません」の声】  
ないようですので、「その他」を終了します。  
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年10月26日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_